

# 第 37 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 2 年 6 月 25 日					
開 催 場 所	行 田 市 役 所 2 0 3 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 00 分					
閉 議 時 刻	9 時 35 分					
会 長	大 関 守 宏		会長代理	菱 澤 隆 夫 ・ 吉 田 勇 次 郎		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	竹 井 好 行	出○席 欠席	9	島 田 勇	出○席 欠席
	2	吉 田 勇 次 郎	出○席 欠席	10	長 谷 川 浩 一	出○席 欠席
	3	國 島 健 一	出○席 欠席	11	金 子 久 男	出○席 欠席
	4	松 崎 誠	出○席 欠席	12	菱 澤 隆 夫	出○席 欠席
	5	小 川 洋 一	出○席 欠席	13	宮 崎 薫	出○席 欠席
	6	藤 間 光 治	出○席 欠席			
	7	新 井 健 一	出○席 欠席			
8	大 関 守 宏	出○席 欠席				

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	坂田晃朗	出席 欠○席
	②			⑫		
	③			⑬		
	④			⑭		
	⑤	中村賢一	出○席 欠席	⑮		
	⑥	野中 實	出○席 欠席	⑯	茂木 忠	出席 欠○席
	⑦	赤羽修一	出○席 欠席	⑰		
	⑧			⑱		
	⑨	蓮 豊	出○席 欠席	⑲	松崎安夫	出○席 欠席
⑩			⑳	田島 等	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔

1 開会	事務局長	開会宣告（9：00）
2 会長あいさつ	会長	あいさつ
3 議長選出	事務局長	農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告
		（会長が議長となり、以後の議事を進行）
4 議事録署名人の選出	議長	議事録署名人は議長において指名することによろしいでしょうか。
	議長	（異議なし）
		それでは、議長から指名いたします。
		竹井 好行 委員、吉田 勇次郎 委員のご両名をお願いいたします。
		それでは、これより議事に入ります。
5 議事 『議案第1号』		はじめに、『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
農地法第3条第1項	事務局次長	事務局より説明をいたさせます。
の規定による許可申請		議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。
書に対する審議につい		て 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、5件となっております。
て		進行番号1でございますが、持田〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、持田〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇〇番4、地目：田、370㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。国道17号バイパスの北に位置するご覧の農地でございます。
		次に、進行番号2でございますが、熊谷市〇〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇さんが、犬塚〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する犬塚字〇〇〇〇〇番、地目：田、600㎡ 外3筆、計1,846㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の2ページ及び3ページをご覧ください。県道上中条斎条線の北に位置する犬塚地内のご覧の農振農用地でございます。
		次の進行番号3と4につきましては、南河原〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇さんが、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするのでございます。
		進行番号3は、東京都北区〇〇〇〇〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇〇〇〇さんが所有する南河原字〇〇〇〇〇番、地目：田、379㎡の農地でございまして、進行番号4は、熊谷市〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇さんが所有する南河原字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、323㎡ 外3筆、計2,256㎡の農地でございます。

<p>『議案第2号』 農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長  議長  議長  事務局次長</p>	<p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。位置図上部の小さい斜線部分が進行番号3で、その他の斜線部分が進行番号4の農地でございます、南河原地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に、進行番号5でございますが、野〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇〇〇〇が所有する野字〇〇〇〇番、地目：田、697㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。鴻巣市境に近い野地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。推進委員の皆様もご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第2号』農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の1ページの下段をお願いいたします。議案第2号は3件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、須加〇〇〇〇番地 〇〇〇さんが、自己所有の須加字〇〇〇〇〇〇番〇〇、地目：田、173㎡について、住宅1棟、171.41㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は申請地に隣接する住宅で家族とともに生活しておりましたが、利根川の堤防拡幅事業による公共移転に伴い、住宅の建築を計画したものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。県道羽生妻沼線の北側に位置する須加地内の集落</p>
---	--	--

		<p>内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、農地部分と合わせると、建物敷地の面積は466.37㎡になる予定でございます。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>進行番号2でございますが、酒巻〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、自己所有の北河原字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、999㎡について、住宅及び農業用倉庫、2棟計159.94㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、酒巻地内で農業を営んでおりますが、利根川の堤防拡幅事業による公共移転に伴い、住宅及び農業用倉庫の建築を計画したものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。斜線部分の上側で、北河原公民館に隣接する集落に接する農地でございます。なお、斜線部分の下側は後ほど議案第3号でご審議いただきます。また、本件申請地につきましては、平成30年12月、当委員会において農振の除外の審議を頂いた案件でございます。</p> <p>次に、進行番号3でございますが、佐間〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが、自己所有の緑町〇〇〇番〇、地目：田、1,175㎡について、長屋建住宅2棟、計342.72㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、肉体的に農作業が困難となっており、後継者もない状況であることから、土地の有効利用を考え、長屋建住宅の建築を計画し、申請に至ったものでございます。申請地を含む地域は、市街化調整区域ではありますが、都市計画法上、長屋建住宅が建築可能な地域であり、また集落内に介在する農地であることから、申請理由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。忍川の西に位置する緑町地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る6月19日、現地調査をしていただいておりますので、松崎委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る6月19日、私と小川委員並びに事務局職員2名におきまして、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明並びに松崎誠委員から現地調査の報告がございました。</p>
	<p>松崎委員</p> <p>議長</p>	

<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長  議長  事務局次長</p>	<p>何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。 (なし) ご意見、ご質問がないようですので、議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。 次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の2ページをお願いいたします。議案第3号は7件となっております。 進行番号1でございますが、桜町〇丁目〇〇番〇〇号ー〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、祖母である白川戸〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する白川戸字〇〇〇〇番〇、地目：田、210㎡ 外1筆、計220㎡について、使用貸借により住宅1棟、105.47㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、市内の貸家に家族とともに生活しておりますが、子供が生まれ、手狭となってきたことから、自己用住宅の建築を計画したところ、実家の近くである本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。国道125号バイパスの北に位置する白川戸地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、農地部分と合わせると、建物敷地の面積は、330.02㎡になる予定でございます。 次に、進行番号2でございますが、上尾市大字〇〇〇〇〇〇番地ー〇〇〇号 〇〇〇さん外1名が、義理の父である埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇さんが所有する埼玉字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、401㎡について、使用貸借により住宅1棟、118.42㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、上尾市内の貸家に家族とともに生活しておりますが、将来の生活設計を考え、自己用住宅の建築を計画したところ、実家の近くである本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p>
---	--------------------------------------	--

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の北に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に、進行番号3でございますが、若小玉〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、城西〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、492㎡について、売買により住宅1棟、59.41㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内の貸家で生活しておりますが、結婚を機に将来の生活設計を考え、自己用住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。斜線部分の上側で、国道17号バイパスの北に位置する持田地内の集落内農地でございます。

次に、進行番号4でございますが、先程ご審議いただきました議案第2号の進行番号2と関連がございまして、酒巻〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇さんが、弟である酒巻〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する北河原字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、498㎡について、使用貸借により住宅1棟、81.97㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、酒巻地内の利根川沿いに位置する住宅にて家族と共に生活しておりますが、利根川の堤防拡幅事業による公共移転に伴い、自己用住宅の建設を計画したところ、弟の所有する本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。斜線部分の下側で、北河原公民館に隣接する北河原地内の集落に接する農地でございます。なお、本件申請地につきましては、平成30年12月、当委員会において農振の除外の審議を頂いた案件でございます。

次に、進行番号5でございますが、鴻巣市〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、持田〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇〇番、地目：田、548㎡について、売買により住宅1棟、59.5㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、鴻巣市内の貸家で家族とともに生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となり、不便を感じるようになってきたことから、自己用住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。西中学校の南に位置する持田地内の集落内農地

		<p>でございます。</p> <p>次に、進行番号6でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇さんが所有する埼玉字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、42㎡について、売買により住宅敷地の進入路にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、申請地に接する住宅で家族と共に生活しておりますが、敷地を調査したところ、進入路部分が農地であることが判明しました。今回、この状態を是正するため、申請がなされたものでございますが、申請人は始末書を提出し、深く反省しております。今後生活していくうえで進入路は必要不可欠であり、また、転用することによる周囲への影響もないことから、転用はやむを得ないものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の13ページをご覧ください。県道行田蓮田線の東に位置する集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地でございます。</p> <p>次に、進行番号7でございますが、本丸〇〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが、愛知県刈谷市〇〇〇〇〇丁目〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、400㎡について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があったものです。</p> <p>申請人は現在、申請地に隣接する場所で飲食店を経営しておりますが、借りていた駐車場部分の土地を購入しようとしたところ、農地法の手続きをせずに使用していることが判明しました。今回、この状態を是正するため、申請がなされたものでございますが、申請人は始末書を提出し、深く反省しております。今後、店舗を経営していくうえで駐車場は必要不可欠であり、また、お店の規模に対する転用面積も過大ではなく、転用することによる周囲への影響もないことから、転用はやむを得ないものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。斜線の下側で国道17号バイパスの南に位置する集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地でございます。</p> <p>以上で議案第5号の説明を終わりますが、去る6月19日、現地調査をしていただいておりますので、小川委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る6月19日、私と松崎委員並びに事務局職員2名におきまして、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明並びに小川洋一委員から現地調査の報告がございました。</p> <p>何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
	小川委員	
	議長	

報告事項	議長	ご意見、ご質問がないようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。 次に、報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	主任	議案書3ページをお願いいたします。(1)及び(2)につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。 (1)「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、1件の届出があり、転用目的は、住宅敷地等でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので受理をしたものでございます。 (2)「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、1件の届出があり、転用目的は、住宅敷地でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので受理をしたものでございます。 (3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。1件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。
6 その他	議長	事務局から報告事項についてのご説明がございました。報告事項となりますので、よろしくお願いいたします。 以上で、すべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝申し上げます。議長を解かせていただきます。ありがとうございました。
	事務局長	続きまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。 ・行田市農業委員会委員任命の議会の同意について
7 閉会	主任	・農業新聞の購読継続のお願いについて ・農業委員クラブの収支決算について
	事務局長	以上をもちまして、第37回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。 (9:35)